確定負担金報告書作成要領

令和8年7月

地方公務員災害補償基金沖縄県支部

１．確定負担金について

確定負担金（規則第46条）

当該年度終了後、決算に計上された給与の総額に基づいて算定する負担金。

２．確定負担額の算定方法

当該年度（今回は令和7年度が対象）の決算に計上された職員区分ごとの職員に係る

給与の総額に、職員の区分に応じた負担金率を乗じて得た額を合計して算定し、先に納付した当該年度（令和7年度）概算負担金との差額を精算するものである。

当該年度の決算に計上された職員区分毎の給与総額×職員区分毎の負担金率＝確定負担金額

（円未満切り捨て）

なお、負担金算定に当たっては、次の事項に留意を要する。

(1) 職　員（法第2条、施行令第1条、告示）

職員とは、常時勤務に服することを要する地方公務員（以下、「常勤職員」という。）及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、その勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者（以下、「常勤的非常勤職員」という。）をいう。

※常勤的非常勤職員とは、次の要件を満たしている者をいう。

① 勤務時間が常勤職員以上であること

② 1月のうち18日以上勤務した月が引き続き12月を超えること

③ 雇用関係が事実上継続していることの要件を満たしていること

【 非常勤職員が常勤的非常勤職員としての要件を満たす例 】

R7.4.1採用　R8.3.31まで	R8.4.1以降
（非常勤職員）	（常勤的非常勤職員）
条例又は労働者災害補償保険法適用	地方公務員災害補償法適用
常勤職員の勤務時間以上勤務した日が毎月18日以上であること	左の職員が12月を超え、引き続いて同一の身分・勤務時間により勤務する場合 ↓ 負担金の算定に含む

※再任用制度に基づく職員は、対象である。（短時間勤務職員を含む）

※一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく職員は、対象である。（短時間職員を含む）

※公益法人等へ派遣されている職員は、基本的に対象ではない。

(2) 職員の区分（法第49条、定款第17条の2別表第2上欄、業務規定第33条）

職員の区分	職　員　の　範　囲	解　　釈
義務教育学校職員	公立の小・中学校、盲学校・ろう学校・養護学校の小・中学校の職員で、市町村立学校給与負担法第1条に掲げるもの	公立の義務教育諸学校の職員で、県がその給与を負担するものをいうので、市町村及び一部事務組合には該当がない 例：教員、事務職員など
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員、教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員	例：公立の大学、高等学校、幼稚園等の職員、市町村立の図書館、教育センター、給食センター等の職員をいい、公立の義務教育諸学校の用務員等もこれに含まれる。

<table>
<tr><th>職員の区分</th><th>職　員　の　範　囲</th><th>解　　釈</th></tr>
<tr><td>警察職員</td><td>都道府県警の職員</td><td>市町村及び一部事務組合には該当はない。</td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>消防本部、消防署の職員、常勤の消防団員</td><td rowspan="6">「事業に従事する職員」とは当該事業の事業所において直接その業務に従事する職員のほか、当該事業に関する事務に従事する職員も含むものとする。

複数の事業を行う一部事務組合に従事する職員は、それぞれ従事する事業の区分によりそれぞれ従事する職員として区分する。
この場合、これらの事業を総括する管理業務に従事する職員については「その他の職員」に区分する。</td></tr>
<tr><td>電気・ガス・水道事業職員</td><td>電気、ガス、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業に従事する職員</td></tr>
<tr><td>運輸事業職員</td><td>鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両、船舶による旅客貨物の運送事業、その他貨物取扱事業に従事する職員</td></tr>
<tr><td>清掃事業職員</td><td>清掃事業に従事する職員</td></tr>
<tr><td>船員</td><td>船員法第1条に規定する船員である職員</td></tr>
<tr><td>その他の職員</td><td>上記職員以外のすべての職員</td></tr>
</table>

○　市町村立学校職員給与負担法第1条

市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員の給与、扶養手当……手当……は、都道府県の負担とする。

○　船員法第1条

この法律で船員とは、日本船舶または日本船舶以外の政令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。（船舶には総トン数5トン未満の船舶、湖・川又は港のみを航行する船舶、政令の定める総トン数30トン未満の漁船を含まない。）

(3) 給与の総額（法第49条）

給与の総額とは、給料、報酬、賃金その他名称のいかんを問わず、地方公共団体により支払われる給与（退職手当、児童手当を除く。）の総額をいう。

給与の総額の算定は、地方公共団体の決算の歳出に係る「節」区分のうち、「給料」と「職員手当」の合計額（常勤的非常勤職員がいる団体にあっては、当該職員に係る給与相当額である「報酬等」を加えた額）から「退職手当」、「児童手当」を差し引いた額となること。

児童手当については、扶助費的性格のものであり、正確には給与とは解されないので、給与の総額には含めないものとされている。

地方公営企業会計に計上される「賞与引当金（前年度1月～3月分）」も給与の総額に含めること。

(4) 負担金割合(定款第17条の2別表第2表)

職　員　の　区　分	給与の総額に乗ずる割合	
	市町村・一部事務組合等	那覇市(※)
義務教育学校職員	該当なし	該当なし
義務教育学校職員以外の教育職員	1000分の1.07	1000分の0.856
警察職員	該当なし	該当なし
消防職員	1000分の2.45	1000分の2.0825
電気・ガス・水道事業職員	1000分の1.65	1000分の1.4025
運輸事業職員	1000分の1.95	該当なし
清掃事業職員	1000分の4.18	1000分の5.016
船　員	1000分の4.12	該当なし
その他の職員	1000分の1.08	1000分の1.134

※メリット制適用により他団体と負担金割合が異なります

3 ．確定負担金報告書および精算について

毎会計年度の終了後(消滅した地方公共団体にあっては、当該消滅の日)6ヶ月以内において、当該年度の決算に基づいて算定した確定負担金報告書を基金に提出することとされており、これに基づいて概算負担金との差額を精算することになる。

① 提出する書類

ア　確定負担金報告書(別紙様式第1号)

イ　確定負担金算定基礎の内訳

ウ　決算書又は人件費明細書等の写し(根拠となる資料)

② 報告書記入上の留意点

ア　職員の総数　……　年度末(3月31日)現在の常勤職員及び常勤的非常勤職員数

イ　給与の総額　……　当該年度の決算に計上された給与の総額、円単位まで記入する

ウ　負担金額　……　職種区分別に算出し、円未満は切り捨て

③ 概算負担金との過不足額の精算

ア　過納額が生じた場合

過納額が生じた場合は、その過納額は原則として当該団体に還付するものとするが、特に次年度の概算負担金に充当することを希望する団体については、それによることができるので、確定負担金報告書の右上の欄に希望事項を記入すること。

イ　不足額が生じた場合

不足額が生じた団体については、確定負担金報告書の提出とあわせ、不足額を支部長が指定した日までに、基金の配布する納付書により振り込むこと。

ただし、不足額の総額が100円未満の場合は納付する必要はないが、報告書は必ず提出ること。

4 ．その他

(1) 普通地方公共団体の職員等が、一部事務組合の職員等を兼務し、当該一部事務組合から給与を受けている場合の負担金

① 普通地方公共団体の長(他の特別職の職員を含む。以下同じ。)または職員が、一部事務組合の長(管理者)または職員を兼ねている場合における負担金については、当該一部事務組合から支給される給与があるときは、これを基礎とし、一部事務組合分を算定し、普通地方公共団体分とは明確に区分して、それぞれ納付するものとすること。

② 普通地方公共団体の長または職員が、一部事務組合の議員を兼ねている場合の負担金については、普通地方公共団体の長または職員として受ける給与のみを基礎として算定、納付するものとし、一部事務組合の議会の議員としては、基金の対象外の職員であるので、納付しないこと。

③ 普通地方公共団体の議会の議員が、一部事務組合の長（管理者）を兼ねている場合の負担金については、当該一部事務組合の長として受ける給与のみを基礎として算定、納付することとし、普通地方公共団体の議員としては、基金の対象外の職員であるので、納付しないものとすること。

④ 普通地方公共団体の議会の議員が、一部事務組合の議会の議員を兼ねている場合の負担金については、いずれの議員も基金の対象外の職員であるので、納付しないものとすること。

⑤ 一部事務組合の職員が、他の一部事務組合又は財産区の職員を兼ねている場合等における負担金についても、おおむね前記①～④の例に準じて取り扱うものとすること。

(2) 団体別一括算定

確定負担金の算定は、当該団体分を一括して行うことを建前としているので、負担金報告書の作成段階で、便宜、当該団体の組織別、会計別に算出することがあっても、支部に報告書を提出する際は、必ず合計分を作成し、**団体合計分の別紙様式第1号を提出**すること。

(3) 端数計算

① 負担金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条の規定の例による。（規則第50条、財務規定第5条）

② 負担金算定額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとし、端数計算は各職員区分ごとに行うものとする。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条）

○ 国及び公社等の債権で金銭の給付を目的とするのも（以下「債権」という。）又は国及び公社等の債務で金銭の給付を目的とするもの（以下「債務」という。）の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

○ 国及び公社等の債権の確定金額の全額が1円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、国及び公社等の債務の確定金額の全額が1円未満であるときは、その全額を1円として計算する。

○ 国及び公社等の相互の間における債権又は債務の確定金額の全額が1円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その全額を切り捨てるものとする。

別紙様式第１号

記入例

令和7年度確定負担金（〔普通〕負担金）報告書

令和7年度概算負担金報告額を記載

確定負担金算定額 A	1,065,268 円	地方公共団体名等	○　○　市
概算負担金算定額 B	778,433 円	過納の場合 ※還付希望 振込 振込先銀行名	銀行　支店
差引過不足額（A－B）	不足 286,835 円 過納△	口座名	
		口座番号	
		振込み以外の送金方法	
不足の場合 不足分の納付額	286,835 円	※ 次年度分への充当希望	令和　8　年度負担金へ充当
不足分の納付年月日	令和 ○年 ○月 ○日	備考	
振込み 振込銀行名	○○ 銀行 ○○ 支店	報告書作成者の所属課、係名	○○課○○係
振込先銀行名	沖縄 銀行 県庁出張所	職、氏名	主事　○○　○○
振込み以外の送金方法		電話番号	FAX

還付希望の場合に記入
※ 振込みの項目は正確に記すこと

次年度への充当を希望する場合に記入

地方公務員災害補償法施行規則第４６条の規定に基づき、上記のとおり、令和7年度確定負担金（〔普通〕負担金）報告書を提出します。

報告年月日　令和○○年○○月○○日

地方公共団体等名及び長名　○○市長　○○　○○○

地方公務員災害補償基金　沖縄県　支部長　殿

（注）
1　この報告書は、２部作成し、うち１部を支部長に提出し、１部を地方公共団体等の控とすること。
2　標題及び本文中の〔　〕の欄には、普通・特別の別を記入すること。
3　「差引過不足額」の欄には、「不足」・「過納」のうちいずれか該当するほうを○でかこむこと。
4　「差引過不足額」の欄の不足額が１００円未満の場合は納付は必要としないこと。ただし、この報告書は、必ず提出するこ
5　「不足分の納付額」が「差引過不足額」の欄の不足額と異なる場合は、不足額が１００円未満の場合を除き、「備考」の欄にその理由を記入すること。
6　「過納の場合」の欄は、「還付希望」・「次年度分への充当希望」のうちいずれか希望するほうの欄の※印を○でかこみ、当該欄に必要事項を記入すること。

決算書に計上された数字と一致すること。円単位で記入。

令和7年度の負担金割合で算定する

令和7年度の概算負担金報告書の額を記入する

算定基礎

区分	職員数	給与費総額 A	左のうち退職手当額 退職手当額 B	給与の総額 (A-B) C	負担金割合 割合 D	確定負担金算定額 (C×D) E	概算負担金算定額 F	差引過不足額 (E-F) G	備考
	人	円	円	円		円	円	円	
義務教育学校職員	0	0	0	0	1.00/1000	0	0	0	
義務教育学校職員以外の教育職員	76	263,335,110	15,832,037	247,503,073	1.07/1000	264,828	195,623	69,205	
警察職員	0	0	0	0	3.39/1000	0		0	
消防職員	0	0	0	0	2.45/1000	0		0	
電気・ガス・水道事業職員	6	18,965,080	0	18,965,080	1.65/1000	31,292	17,532	13,760	
運輸事業職員	0	0	0	0	1.95/1000	0		0	
清掃事業職員	0	0	0	0	4.18/1000	0		0	
船員	0	0	0	0	4.12/1000	0		0	
その他の職員	221	787,190,626	75,015,687	712,174,939	1.08/1000	769,148	565,278	203,870	
計	303	1,069,490,816	90,847,724	978,643,092		1,065,268	778,433	286,835	

（注）
1　「義務教育学校職員」及び「警察職員」の欄には、市町村、一部事務組合は該当がないこと。
2　「義務教育学校職員以外の教育職員」の欄には、教育委員会の事務職員、公立義務教育諸学校の用務員等が含まれること。
3　給与費総額には児童手当は含まれないものであること。

C 給与の総額 × D 負担金割合 ＝ 確定負担金算定額（円未満切り捨て）

令和7年度確定負担金算定基礎の内訳

記入例

常勤的非常勤職員に係る報酬等を含む

歳出決算書に基づいて計上すること。
但し、議員等非常勤職員分は除くこと

手当のみを計上している款項目があるので見落とさないこと。

区分	支出科目	職員数	給料 a	職員手当等 b	児童手当 c	退職手当負担金 d	給与費総額 e(a+b−c−d)	退職手当 f	給与の総額 g(e−d)
		人	円	円	円	円	円	円	円
	議会費	5	10,815,665	6,831,000	−		17,646,665	−	17,646,665
そ	一般管理費	85	173,131,533	173,051,748	540,000		345,643,281	62,503,079	283,140,202
	税務総務費	31	54,132,569	38,054,007	−		92,186,576	−	92,186,576
の	戸籍住民基本台帳費	20	37,197,844	25,209,635	−		62,407,479	−	62,407,479
	選挙管理委員会費	2	3,618,000	2,282,000	−		5,900,000	−	5,900,000
他	○○議員選挙費	0	−	3,962,500	−		3,962,500	−	3,962,500
	統計調査総務費	3	4,540,700	3,119,300	−		7,660,000	−	7,660,000
の	社会福祉総務費	15	28,693,776	20,033,177	120,000		48,606,953	−	48,606,953
	商工総務費	4	8,415,200	3,893,100	−		12,308,300	−	12,308,300
員	土木総務費	21	38,160,196	27,574,745	180,000		65,554,941	−	65,554,941
	特　国保一般管理費	35	73,529,580	51,904,351	120,000		125,313,931	12,512,608	112,801,323
	小計	221	432,235,063	355,915,563	960,000		A 787,190,626	B 75,015,687	C 712,174,939
義務教育学校職員以外の教育職員	事務局費	12	32,641,875	32,107,715	60,000		64,689,590	15,832,037	48,857,553
	小学校管理費	15	25,680,940	17,885,688	−		43,566,628	−	43,566,628
	中学校管理費	7	12,951,504	9,309,840	−		22,261,344	−	22,261,344
	幼稚園費	14	24,307,233	16,426,342	−		40,733,575	−	40,733,575
	社会教育費	20	41,911,812	23,101,494	60,000		64,953,306	−	64,953,306
	保健体育総務費	8	15,994,387	11,136,280	−		27,130,667	−	27,130,667
	小計	76	153,487,751	109,967,359	120,000		A 263,335,110	B 15,832,037	C 247,503,073
水道事業職員	水道原水・浄水費	3	5,285,044	2,716,110	−		8,001,154	−	8,001,154
	配水・給水費	3	6,952,546	4,011,380	−		10,963,926	−	10,963,926
	小計	6	12,237,590	6,727,490	−		18,965,080	−	18,965,080
	総合計	303	597,960,404	472,610,412	1,080,000		A 1,069,490,816	B 90,847,724	C 978,643,092

賞与引当金も含めること

確定負担金報告書算定基礎の欄のA,B,C欄の額と一致すること。